

東久留米市中小企業資金 融資制度のご案内

令和 7 年度～



お申し込み・お問い合わせ先

東久留米市
市民部産業政策課

東久留米市本町三丁目3-1 [市役所6階]
TEL: 042-470-7743 FAX: 042-470-7811

◆対象者

1. 中小企業信用保険法第2条第1項にいう中小企業者または農業信用保証保険法第2条第1項第1号に定められた、東久留米市融資対象外業種以外の業種を営む方。資本金、常時使用する従業員数のいずれか一方が下表に当てはまっていること。

業 種	資 本 金	従 業 員 数
製造業、建設業、運輸業、その他の業種 (ソフトウェア業、情報サービス業を含む)	3億円以下	300人以下(※1)
卸 売 業	1億円以下	100人以下
小 売 業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下(※2)

(※1) ゴム製品製造業は900人以下 (※2) 旅館業は200人以下

※信用保証協会の保証を付ける場合は、保証協会の保証対象業種に属する事業を営んでいること。

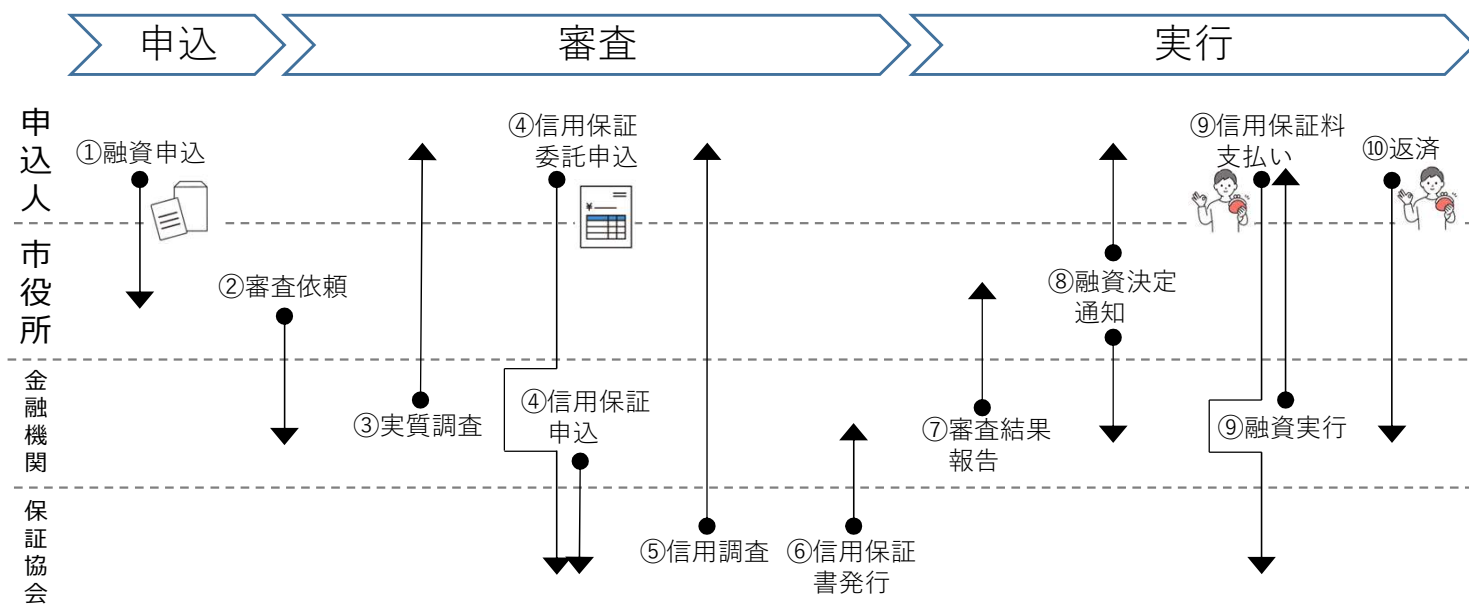
2. 商店街振興組合法、中小企業等協同組合法および中小企業団体の組織に関する法律により設立された商店街を組織する団体
3. 申し込む資金融資の限度額を超えていない方。

◆対象外業種

対 象 外 業 種	摘 要
林 業	次の業種を除く。 ・木材伐出業及び木材伐出請負業 ・製造加工設備を有する製薪業(請負含む)と木炭製造業(請負含む)
狩猟業	・
漁業	・
水産養殖業	加工まで一貫して行う真珠養殖業を除く。
金融・保険業	生命保険媒介業、損害保険代理業、損害査定業、共済事業媒介代理業を除く。
競輪・競馬等の競走場	・
競輪・競馬等の競技団	・
パチンコホール	・
ビンゴゲーム場	・
射的場・スロットマシン場	・
芸伎業	置屋及び検番を除く。
競輪・競馬等予想業	・
場外馬券及び車券売場	・
芸伎周旋業	・
興信所のうち身元調査等個人のプライバシーに係わる調査を主に行うもの	・
風俗営業等	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に定める風俗営業
不動産業	・
易断所・観相業	・
相場案内業	・
集金業・取立業	公共料金またはこれに準ずるものに関する集金・取立業を除く。
学校	学校法人が経営するもの。
その他	宗教・政治・経済・文化団体その他の非営利事業及び団体(NPO法人を除く)、LLP(有限責任事業組合)、積極的に支援し、又は育成していくにはふさわしくない業種等

- ◆ 申し込み時に偽りがあったと発覚した場合、目的外に融資資金を使用した場合は、融資資金を全額返済していただきます。

◆ 手続の流れ



- ◇ 融資の申し込みから貸付実行までは、審査のため、1ヶ月前後の期間を要します。
- ◇ 市・保証協会だけでなく、金融機関での審査があります。あらかじめ取扱金融機関の融資窓口で市の融資制度についてご相談しておく、金融機関の手続きがスムーズになります。
- ◇ 委任状を提出する場合、代理申請も可能です。

◆ 東久留米市の助成金

信用保証料の補助

新規借り入れをした方の信用保証料の2分の1（上限25,000円）を補助しています。
ただし、繰上償還によって保証料の返還があった場合、申請時に偽りがあったことが発覚した場合は、保証料補助金の一部を返還していただく場合があります。

利子補給

市の融資をご利用の方がお支払いいただいた利子の一部について、年に2回（4月から9月までの上期分、9月から3月までの下期分）市から利子補給を行っています。利子補給率は、融資制度一覧表の利子補給率欄をご覧ください。

ただし、利子の支払いを滞納しているとき、約定期間を過ぎたとき等、利子補給を受けられない場合があります。

●ご注意●

償還期間中に市外に転出した場合や、繰上償還をした場合等は、利子の補給を停止致します。

東久留米市中小企業資金融資一覽

制度・条件	融 資 要 件		融 資 対 象	融資限度額 ※ 1	利 率 ※ 2	利子 補給	融資期間 (うち据え置き 期間)	返済 方法
1 運転資金	[法人] ① 市内に引き続き1年以上本店所在地を有すること。 ② 同一事業を引き続き1年以上営んでいること。 ③ 市税の納税義務者であって、納付すべき市税（法人市民税・固定資産税）を完納していること。 ④ 適切な事業計画を有し、返済見込みが確実であること。 ⑤ 東京信用保証協会の信用保証を得られること。 ※原則、法人の場合は、企業経営上責任ある役員の連帯保証が必要です。	[個人] ① 市内に引き続き1年以上住所を有し、かつ事業所を市内または隣接5市（西東京、小平、東村山、清瀬、新座）に有すること。 ② 同一事業を引き続き1年以上営んでいること。 ③ 市税の納税義務者であって、納付すべき市税等（市民税・都民税・固定資産税・国民健康保険税）を完納していること。 ④ 適切な事業計画を有し、返済見込みが確実であること。 ⑤ 東京信用保証協会または東京都農業信用基金協会の信用保証を得られること。	事業に必要な原材料の仕入金および、給料の支払いに必要な資金等の流動的な資金	700万円	1.875%	0.9%	7年以内 (6か月以内)	
2 設備資金			店舗、工場または倉庫の増改築および機械器具等の購入に必要な資金	見積り金額が上限 (最大1,000万円)	1.875%	0.9%	7年以内 (6か月以内)	
3 併用資金			運転資金および設備資金	1,000万円 (運転資金分は最大700万円)	1.875%	0.9%	7年以内 (6か月以内)	
4 商店街振興資金			街路灯、アーケード、駐車施設、従業員厚生施設、その他共同事業に必要な資金	3,000万円	1.875%	0.9%	10年以内 (1年以内)	
5 新規開業資金	[会社を設立しようとする方] ① 申し込みの際、市内に住所を有する方であること。 ② 新たに事業を営もうとする個人であって、法人を設立して市内に、融資を受けた日から起算して3ヶ月以内に創業する方であること。 ③ 市税の納税義務者であって、納付すべき市税（法人市民税・固定資産税）を完納していること。 ④ 適切な事業計画を有し、返済見込みが確実であること。 ⑤ 東京信用保証協会の信用保証を得られること。 ※原則、法人の場合は、企業経営上責任ある役員の連帯保証が必要です。	[個人で事業を営もうとする方] ① 申し込みの際、市内に住所を有する方であること。 ② 新たに事業を営もうとする個人であって、市内若しくは近隣5市（西東京、小平、東村山、清瀬、新座）に事業所を有し、融資を受けた日から起算して3ヶ月以内に創業する方であること。 ③ 市税の納税義務者であって、納付すべき市税等（市民税・都民税・固定資産税・国民健康保険税）を完納していること。 ④ 適切な事業計画を有し、返済見込みが確実であること。 ⑤ 東京信用保証協会または東京都農業信用基金協会の信用保証を得られること。	事業を新規に開始（事業を開始して1年未満の方も含む）する際の運転資金および設備資金	500万円	1.7%	0.9%	7年以内 (6か月以内)	割 賦 償 還
	[法人] ※創業1年未満の方 ① 市内に本店所在地を有すること。 ② 市税の納税義務者であって、納付すべき市税（法人市民税・固定資産税）を完納していること。 ③ 適切な事業計画を有し、返済見込みが確実であること。 ④ 東京信用保証協会の信用保証を得られること。 ※原則、法人の場合は、企業経営上責任ある役員の連帯保証が必要です。	[個人] ※創業1年未満の方 ① 申し込みの際、市内に住所を有し、かつ事業所を市内若しくは隣接5市（西東京、小平、東村山、清瀬、新座）に有すること。 ② 市税の納税義務者であって、納付すべき市税等（市民税・都民税・固定資産税・国民健康保険税）を完納していること。 ③ 適切な事業計画を有し、返済見込みが確実であること。 ④ 東京信用保証協会または東京都農業信用基金協会の信用保証を得られること。						
6 経営安定化資金 ※ 3	[法人] ① 市内に引き続き1年以上本店所在地を有すること。 ② 同一事業を引き続き1年以上営んでいること。 ③ 市税の納税義務者であって、納付すべき市税（法人市民税・固定資産税）を完納していること。 ④ 適切な事業計画を有し、返済見込みが確実であること。 ⑤ 東京信用保証協会の信用保証を得られること。 ⑥ 最近3ヶ月間または1年間の売上高（生産高）が、前3年のいずれかの年の同期と比較して10%以上減少していること。 ※原則、法人の場合は、企業経営上責任ある役員の連帯保証が必要です。	[個人] ① 市内に引き続き1年以上住所を有し、かつ事業所を市内または隣接5市（西東京、小平、東村山、清瀬、新座）に有すること。 ② 同一事業を引き続き1年以上営んでいること。 ③ 市税の納税義務者であって、納付すべき市税等（市民税・都民税・固定資産税・国民健康保険税）を完納していること。 ④ 適切な事業計画を有し、返済見込みが確実であること。 ⑤ 東京信用保証協会または東京都農業信用基金協会の信用保証を得られること。 ⑥ 最近3ヶ月間または1年間の売上高（生産高）が、前3年のいずれかの年の同期と比較して10%以上減少していること。	運転資金として使用し、事業に必要な原材料の仕入金および、給料の支払いに必要な資金等の流動的な運転資金	500万円	1.675%	1.2%	5年以内 (1年以内)	

※ 1 返済中の融資も実行時の額を基準として、限度額に含める ※ 2 利率の適用は融資実行年月日の該当する年度 ※ 3 経営安定化資金は他の資金と併用して融資の受付可能

◆提出書類一覧

※各種証明書は、発行日より3か月以内の原本（最新年度版）をお持ちください。

◇法人・個人事業主共通

必要区分		書 類 の 名 称	備 考
法人	個人		
☐	☐	東久留米市指定様式の制度融資申込書	市・産業政策課、取扱金融機関で配布 市ホームページから取得可能
☐	×	法人市民税の納税証明書	市・納税課で発行
×	☐	市民税・都民税の納税証明書又は該当しない証明書	納税証明書：市・納税課で発行 該当しない場合：市・課税課で発行（非課税証明書）
☐	☐	固定資産税の納税証明書又は該当しない証明書	納税証明書：市・納税課で発行 該当しない場合：市・課税課で発行 （課税台帳に無い事の証明）
×	☐	国民健康保険税の納税証明書（※1欄外参照）又は備考参照	市・納税課で発行 （他の保険に加入している場合は加入保険証の写し）
☐	☐	確定申告書の写し及び決算書の写し（直近のもの1期分）	税務署受領印のあるものまたは電子申告完了済みとあるもの
☐	×	会社の登記簿謄本	田無登記所で発行
×	☐	住民票	市・市民課で発行
☐	☐	委任状	代理申請の場合に限る
☐	×	【NPO法人の場合に限る】①事業報告書 ②計算書類（活動計算書及び貸借対照表）及び財産目録 ③年間役員名簿 ④社員のうち10人以上の者の氏名及び住所を記載した書面	特定非営利活動促進法第28条に規定する書類
☐	☐	見積書	★設備資金、併用資金の場合に限る 発行企業の印があるもの（図面・カタログ等を添付すること）
☐	☐	月別売上高比較表	★経営安定化資金の場合に限る 最近の3か月または1年間の売上高・生産高が、前3年のいずれかの年の同期と比較して10%以上減少していること（月別の売上高、生産高が明らかになる資料を添付すること）
☐	☐	新規開業事業計画書	★新規開業資金・特定創業資金に限る 金融機関担当者にご相談のうえ作成したもの

◇法人のみ

法人の場合は以下の連帯保証人に係る書類も提出してください。連帯保証人の要件は以下2点。

【要件①】市町村税（特別区税を含む。）の納税義務者であり、かつ、既に納期の経過した分の市町村民税を完納していること。

【要件②】国民健康保険税の納税義務者であるときは、既に納期の経過した分の国民健康保険税を完納していること。

【連 帯 保 証 人】		
	書 類 の 名 称	備 考
☐	市民税・都民税の納税証明書又は該当しない証明書	納税証明書：市・納税課で発行 該当しない場合：市・課税課で発行（非課税証明書）
☐	固定資産税の納税証明書又は該当しない証明書	納税証明書：市・納税課で発行 該当しない場合：市・課税課で発行 （課税台帳に無い事の証明）
☐	国民健康保険税の納税証明書（※1欄外参照）又は備考参照	市・納税課で発行 （他の保険に加入している場合は加入保険証の写し）
☐	住民票	市・市民課で発行

※1 国民健康保険料の方は、国民健康保険料を請求されていることがわかる書類を添付してください（例：納付書のコピーなど）

※2 東久留米市以外で発行が必要な証明書があるときは、各市区町村等の担当課へお問い合わせください。

◆チェックリスト（提出前にご確認ください）

以下について、申込書ご提出前に再度ご確認ください。（本チェックリストは提出不要です。）

修正液や消せるボールペン等は使用不可です。訂正の際は、箇所に二重線を引いてください。 ただし「申込金額」欄は訂正不可ですので、お手数ですが書き直しをお願いします。	☐ はい
当市の定める対象外業種（２ページに記載）ではありませんか。	☐ はい
２ページの基本要件及び４～５ページの融資要件を満たしているか、ご確認されましたか。	☐ はい
審査のため、融資の貸付まで、申し込みから１～２か月の期間を要します。	☐ はい
設備資金の場合、融資実行前に設備を購入すると本制度の対象外となります。併用資金での設備資金分についても同様です。	☐ はい
保証料補助ご希望の場合は、別途申請書のご提出が必要です。融資実行後のお手続きになりますので、金融機関担当者へお問い合わせください。	☐ はい
繰上返済や代位弁済がなされたとき、事業を廃業した場合、保証料補助金の一部は返還していただきます。	☐ はい
利子補給は、返済中にこの制度の利用要件を満たさなくなった場合、停止します。（例：滞納しているとき、市外へ転出したとき、繰上返済したとき、代位弁済がなされたとき、事業を廃業したとき等）	☐ はい

◆取扱金融機関・関係機関

◇取扱金融機関

金 融 機 関 名	支 店 名	電 話 番 号
東 和 銀 行	東久留米中央支店	０４２－４７７－８１１１
	東久留米西支店	０４２－４７４－１３１１
り そ な 銀 行	東久留米支店	０４２－４７１－３２０１
	東久留米滝山支店	０４２－４７１－７６１１
き ら ぼ し 銀 行	東久留米支店	０４２－４７３－５１５１
	滝 山 支 店	０４２－４７４－７２１１
	久 米 川 支 店	０４２－３９４－３７１１
青 梅 信 用 金 庫	東久留米支店	０４２－４７１－１８１１
	小 平 支 店	０４２－３４５－３４１１
西 武 信 用 金 庫	東久留米支店	０４２－４７５－５３１１
	花小金井支店	０４２－４６３－２７１１
多 摩 信 用 金 庫	東久留米支店	０４２－４７７－２１１１
	田 無 支 店	０４２－４６３－１１２１
	ひばりが丘支店	０４２－４２３－３１１１
	花小金井支店	０４２－４６５－２２３３
西 京 信 用 金 庫	清 瀬 支 店	０４２－４９２－５４１５
飯 能 信 用 金 庫	清 瀬 支 店	０４２－４９５－２０１０
	東村山支店	０４２－３９７－６０６０
東京みらい農業協同組合※	東久留米支店	０４２－４７５－００２７

※個人のみ受付可

◇関係機関

協 会 名	電 話 番 号
東京信用保証協会 立川支店	０４２－５２５－６６２１(代)
東京都農業信用基金協会	０４２－５２８－１３６０

◆東久留米市融資制度についての Q & A

Q.1 「取扱金融機関」（7ページに記載）とは取引がありません。記載のない支店や金融機関でも、融資は受けられますか？

A 受けられません。東久留米市の融資は、市と金融機関とで契約を結んで行っているものです。「取扱金融機関」とお取引がない場合は、お取引を開始していただくようお願いいたします。

Q.2 個人で事業を営んでいましたが、最近法人を設立しました。法人になってから1年未満ですが、この制度融資の対象になりますか？

A 同一事業を引き続き一年以上営んでいれば対象になりますが、個人で事業を営んでいた証明や納税証明書等も、個人のものも提出していただくことがあります。

Q.3 税の滞納がありますが、どうしたらいいですか？

A 滞納分を支払った後、未納がないことを証明する納税証明書をお持ちください。（支払ってから、納税証明書に反映されるまで時間がかかる場合があります。）

Q.4 運転資金で既に500万円の融資を受けています。さらに運転資金が200万円必要となりましたが、重ねて申し込むことはできますか？

A 同一の資金メニューであれば可能です。「運転資金」「設備資金」「併用資金」は、それぞれの限度額まで重ねて申し込むことができます。また、別制度の融資を受けられる可能性があります。詳細は、Q7をご覧ください。また、同一制度の複数のメニューの利用はQ5をご覧ください。

Q.5 同一メニューで限度額まで融資を受けています。中小の融資で併用できるものはありますか？

A 「経営安定化資金」のみ、他のメニューと併用して融資を受けることが可能です。「運転+設備資金」、「設備+併用資金」等経営安定化資金以外の併用はできませんのでご注意ください。

Q.6 限度額まで運転資金の融資を受け、近日完済予定です。完済前ですが、運転資金の融資を追加利用できますか？

A できません。融資残高が残りわずかであっても、融資実行時の額を基準とするため、その額を完済しないかぎり限度額を超えての申し込みはできませんので、ご注意ください。

Q.7 融資限度額以上の資金が必要です。小口零細企業資金融資との併用は可能ですか？

A 可能です。詳しくは別冊『東久留米市小口零細企業資金融資制度のご案内』をご覧ください。

Q.8 保証協会の保証が得られなかった場合、どうなりますか？

A 保証協会の保証が得られない場合、融資は受けられません。

Q.9 小口は利用できないけれども、中小なら融資申し込み可能となる場合はありますか？

A 可能な場合があります。代表的な例としては、従業員数等の事業規模が小口の要件を超え中小での要件（2ページ参照）の範囲内となる事業者、NPO法人、農業を営む方及び農業に従事する方、個人事業主であって事業所が新座市のみに所在する方などが挙げられます。

なお経営安定化資金については、①融資限度額：小口は300万円・中小は500万円、②据置期間：小口は6ヶ月・中小は1年 となっておりますので、事業計画により合致する方をご活用ください。